



《会計・税務の知識》 少額投資非課税制度(NISA)の創設と拡充

はじめに

平成27年度税制改正大綱が、平成26年12月30日に公表されました。平成27年度税制改正の主要項目の基本的考えとして、「デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置」があり、「投資家のすそ野拡大・成長資金の確保」が挙げられております。家計の安定的な資産形成を支援するとともに、経済成長に必要な成長資金を確保することが課題であり、少額投資非課税制度(NISA)の制度が見直されました。そこで今回は、NISA制度とジュニアNISAの創設についてまとめていきたいと思います。

1. 少額投資非課税制度(NISA)とは

少額投資非課税制度(NISA)とは、平成26年1月より開始された20歳以上の日本居住者である個人投資家向けの税制優遇制度で、上場株式や投資信託等に対して、売却益(譲渡所得)と配当(配当所得)への課税を投資金額年間100万円を上限として非課税とする制度のことをいいます。この制度の適用を受けるためには、金融機関で非課税口座を開設する必要があります。イギリスの少額投資非課税制度を参考に創設され、個人貯蓄口座(ISA)の日本版としてNISAと呼ばれています。

2. 未成年口座における少額投資非課税制度の創設(ジュニアNISA)

【概要】

20歳未満の未成年者について、投資金額年間80万円を上限として、上場株式等の売却益および配当が非課税になる制度です。

	未成年者口座	
	非課税管理勘定	継続管理勘定
対象者	0歳～19歳の居住者等	
開設期間	平成28年から平成35年までの各年 なお、開設後最長5年間継続可能。	平成36年から平成40年までの各年
投資金額上限	年80万円	
受入対象株式等	新たに取得した上場株式等及び同一の未成年者口座の他の非課税管理勘定から移管される上場株式等	同一の未成年口座の非課税管理勘定から移管される上場株式等

なお、上記80万円の上限は、新たに取得した上場株式等については取得対価の額により、他の非課税管理勘定から移管される上場株式等についてはその移管の時の価額(時価)により判定します。また、18歳未満の方は、一定の払出し制限があるため留意が必要です。開設期間内に20歳以上になった場合、NISA口座を開設したものとみなし、未成年者口座の株式等はNISA口座へ移管できます。

【適用】

平成28年1月1日以後に未成年者口座の開設の申し込みがされ、同年4月1日から当該未成年者口座に受け入れる上場株式等について適用します。

3. NISAの限度額の拡充

非課税口座内に設けられる各年分の非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の額の限度額を、現行の100万円から平成28年分以後より120万円引き上げられることとなります。

おわりに

今回の改正により、平成28年から未成年者でも80万円上限として非課税枠が創設されます。上場株式等の買い付けの決定において、未成年者の親の意思がどこまで介入しても良いのか不明瞭な点もありますが、投資がより一般的になり、ハードルが低くなるのではないのでしょうか。(担当:佐藤(裕))